

「社会を明るくする運動会費」徴収の今後の方針について

1 概要

「社会を明るくする運動」は、犯罪の防止と罪を犯した人たちの立ち直りには一般市民の理解と協力が必要であるという国の認識のもと、昭和26年に国民運動として推進を図るために始めた活動であり、令和3年で71回目を迎えた。

こうした活動を推進するために、「社会を明るくする運動会費」として自治会から納付いただいているが、会費徴収を始めた時期は不明である。

現在、自治会に加入していない世帯から徴収していないことや、自治会によって徴収率にバラつきがあることなどから、公平性が保たれていない状況にある。このことから、**長年この運動を支えていただいている南磐田地区保護司会袋井地区、南磐田地区更生保護女性会袋井支部・浅羽支部の方々と協議を行い、今後の方針を決定した。**

2 現状

「社会を明るくする運動会費」は、現在、世帯会費（50円/世帯）として年間約110万円の収入がある。当該収入は、街頭キャンペーン、更生保護出前講座（中学2年生）、成人式に配付する啓発物品の購入、社会を明るくする運動作文集の印刷及び記念品の購入、保護司会等への補助、横断幕・のぼり旗の購入、啓発用看板の作成等に充てられている。収入額自体はここ数年変化なく推移しているが、納付率は年々低下している。

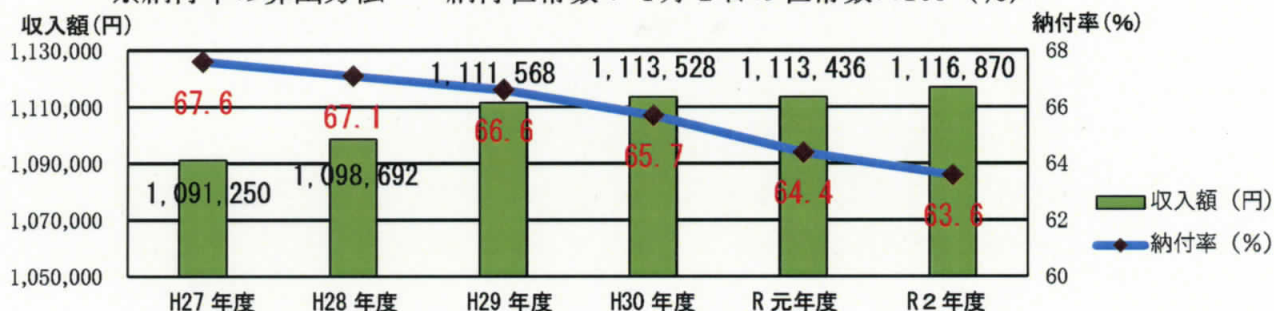
【参考】南磐田地区保護司会袋井地区令和元年度及び2年度決算額と令和3年度予算額

<収入>	区分	令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 予算	備考
	会費	1,113,436	1,116,870	1,100,000	自治会からの納入
	雑収入	2	5	2	
	繰越金	168,344	275,280	651,925	
	計	1,281,782	1,392,155	1,751,927	

<支出>	区分	令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 予算	備考
	事業費	666,502	420,230	840,000	啓発物品、作文集、記念品
	需用費	20,000	0	1,000	消耗品、振込手数料
	助成金	320,000	320,000	320,000	保護司会等への補助 320,000円
	予備費	0	0	590,927	
	計	1,006,502	740,230	1,751,927	

【参考】平成27年度から令和2年度までの収入額と納付率の推移

※納付率の算出方法 納付世帯数 ÷ 4月1日の世帯数 × 100 (%)



【参考】近隣自治体の状況

	自治会への納付依頼	社会を明るくする運動の財源
磐田市	なし	市の予算
掛川市	なし	市の予算
菊川市	なし	市の予算
御前崎市	なし	市の予算
森町	あり（1世帯70円程度）	

3 これまでの経過

(1) 南磐田地区保護司会袋井地区との協議

保護司と市(担当部課長等)により、社会を明るくする運動実施内容や財源等についての打合会を計10回実施

(2) 南磐田地区更生保護女性会袋井支部・浅羽支部との協議

南磐田地区更生保護女性会袋井支部及び浅羽支部の会員と市(担当課長等)により、社会を明るくする運動実施内容や財源等についての打合会を計2回実施

4 今後の方針

全国的な活動である「社会を明るくする運動」を地域に展開していくことが求められており、近隣の自治体においては市が予算措置を講じ、市で行うべき啓発活動を保護司会及び更生保護女性会に担っていただいている。本市においても活動に係る財源について、今後は自治会への協力依頼を廃止し、市において予算措置を行っていく。

なお、予算措置にあたっては、社会を明るくする運動事業の詳細について精査していくとともに、市ホームページの充実、公共施設でのパネル展示などによる市民への周知等、新たな取組を提案していく。

5 実施の時期

令和4年度から

6 スケジュール

10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
<ul style="list-style-type: none"> ●10/5 部内会議 ●10/13 部長会議 ●10/27 民生文教委員会 			<ul style="list-style-type: none"> ●自治会連合会長会議 ●自治会長・自治会連合会長宛て通知 			